

県外からの帰省分娩を予定されている方へ

令和2年4月16日に政府より全国に法律に基づいた緊急事態宣言が発出され、都道府県をまたいだ人の移動を強く自粛することが求められました。

当院においても、厚生労働省や日本産婦人科学会からの提言に沿い、他地域からの移動を伴う帰省分娩は受けない方針としております。

しかし、やむを得ない事情により帰省分娩を希望される場合は、以下の対応をしたうえで、診療・分娩（手術）に当たらせていただきます。

- 1) 帰省分娩を予定される方（以下：妊婦さん）は、帰省先にて2週間の自宅待機の後、発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がないことを確認してから、通常の診察・分娩の取り扱いとなります。
- 2) 新型コロナウイルス感染症を疑う症状出現時には、帰省先の保健所の帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示に従っていただくことになります。
- 3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がなくても、妊婦さんが2週間の自宅待機中に産科的な診療が必要となった場合には、当院または診療可能施設での対応となります。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の可能性がある場合、分娩は帝王切開になる場合があります。場合によっては、行動・面会の制限、母児分離、母乳の制限も必要となることがあります。
- 5) 妊婦さんおよび立ち合い者ともに帰省先における2週間の自宅待機中は、県外移動はもちろん、県外からの来訪者との接触も避けてください。
- 6) 分娩の立ち合いは1名のみで、妊婦さんと同様に、発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がない方に限ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当院でも面会者は、原則、全面禁止となっておりますのでご了承ください。

以上、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぐために、厳しい条件を設けております。何卒、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。